

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱に係る【第4条・第6条】改正経緯

	第4条(転入学できる児童数等)	第6条(転入学の許可) ※①「転入学児童の審査選考」 ②・③「転入学の許可」
① 令和5年 8月1日 施行	特別認可制度により、勝浦小学校に転入学できる児童の数は、学級運営の活性化又は小規模校の特性を生かした児童の成長を考慮し、<u>望ましい学級児童数を15人として、同数を超えない範囲内において、教育長が定めるものとする。</u> 2 <u>当該年度における学級児童数が15人を超える場合は、教育長は、あらかじめ教育委員会に諮り承認を受けなければならない。</u>	教育委員会は、前条の申込みを受けたときは、当該申請に係る対象児（以下「申請対象児」という。）が第2号各号に掲げる要件を具備するか否かの審査を行うものとする。 2 教育委員会は、前項の審査を行うのにあたり、必要があると認める場合は、勝浦小学校校長及び学校教育課長をして、面接を行うことができる。 3 教育委員会は、第1項の審査を行うにあたり、必要があると認める場合は、あらかじめ申請対象児が通学する小学校長（申請対象児が未就学児である場合は、現に通園又は通所している施設の長）の意見を聴くことができる。
② 令和6年 7月1日 施行	特別認可制度により、勝浦小学校に転入学できる1学年の児童の数は、<u>18から、勝浦小学校の通学区域に居住する当該学年の児童の数を減じた数とする。</u>	教育委員会は、前条の申請があった場合、第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの確認を行い、転入学を許可する。 2 <u>第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、抽選により転入学を許可する児童を決定する。</u> 3 <u>前項の抽選の方法は、教育長が定める。</u>
③ 令和7年 6月1日 施行予定	同上（改正なし）	教育委員会は、前条の申請があった場合、第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの確認を行い、転入学を許可する。 2 <u>第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、学校運営や学習環境等に支障がないと認められる範囲で転入学を許可する児童数を定める。</u> 3 <u>前項の児童数は、教育長が定める。</u>